

長野労働局発表(02-43)
令和2年10月15日

長野労働局総務部
労働保険徴収室
室長 小林 みや子
室長補佐 内川 幸恵
電話: 026-223-0552
FAX: 026-223-6751

労働保険適用促進強化期間の実施について

長野労働局(局長: なかはらまさひろ 中原 正裕)では、11月を「労働保険適用促進強化期間」として集中的な未手続事業一掃対策を展開いたします。

1. 労働保険の適用状況については、中小零細事業を中心に労働保険に関する知識不足等により、なお相当数の未手続事業が残されています。未手続事業の解消は、労働保険制度の健全な運営、費用の公平負担及び労働者の福祉の向上の観点から極めて重要であり、最重要課題として一層の適用促進に取り組めます。
2. 未手続事業の解消を図るため、11月1日から30日までの1か月間を「労働保険適用促進強化期間」と定め、関係団体等と協力し各種業界団体に対し文書要請を行います。また、個別事業主への訪問指導等未手続事業一掃対策を行います。
3. 労働保険制度につきましては労働局HPでもご覧いただけます。なお詳しい手続等は労働局徴収室、労働基準監督署、ハローワーク（公共職業安定所）にお尋ねください。

～労働者を一人でも雇ったら手続を～ 電子申請手続き、口座振替納付が便利です

法人・個人を問わず事業主の方は、正社員、パート、アルバイトといった雇用形態にかかわらず一人でも雇ったら労働保険に必ず入らなければいけません。労働保険は従業員の安心と会社の安定のための保険。「そもそも知らなかった」「小さい会社だから大丈夫だと思っていた」「設立準備が忙しくて忘れてた」など様々な理由があると思いますが、従業員のため、会社のために、加入することは事業主の責任です。